適格消費者団体

皆さまの情報が世の中をかえる

情報をお寄せください！

不当な勧誘

不当な条項

不当な表示

皆さまからの情報提供

適格消費者団体

問題点検討

理事会決定

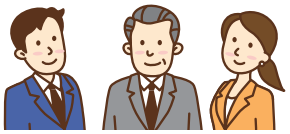

検討部門での分析検討／理事会で対応方針決定

改善の申入れ

協　議

事業者

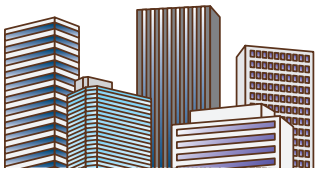

○ 改善された

× 改善されない

差止請求訴訟の提起

判決・裁判上の和解

不当な勧誘・条項・表示がなくなる

ひとりの情報がみんなのトラブルを防ぐ

ぜひ情報提供を！

JAPAN ASSOCIATION OF CONSUMER AFFAIRS SPECIALISTS

適格消費者団体

公益社団法人全国消費生活相談員協会

消費者被害メール便
https://zenso.or.jp/secure/mail_01.html

TEL:03-5614-0543 / FAX: 03-5614-0743

皆さまの情報から 全相協はこんな申入れをしました！

お墓（納骨堂）の使用権料などが返金されない!?

詳しくはこちら ▶▶

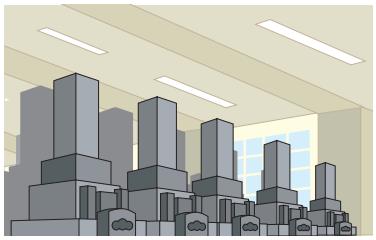

返金しません

不当な条項

使用者は既に納入した使用権料及び管理費の返還の請求はすることが出来ない。

↓ 申入れ

改　善

使用者から契約解除の申入れがあったとき、墓石が建立されていない場合は使用権料を全額返還しなければならない。

スポーツクラブの前払い会費が返金されない!?

詳しくはこちら ▶▶

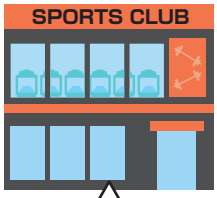

途中で退会しても
返金しません

不当な条項

一旦納入した会費等は、これを返還しない。

↓ 申入れ

改　善

受領済みの会費から退会までの月会費を控除した残額を返金する。

専門学校の学費が返金されない!?

詳しくはこちら ▶▶

返金しません

不当な条項

一度納入した学費の返金はいたしません。また、移籍（転科）による差額の返金はできません。

↓ 申入れ

改　善

学校法人で特定商取引法が適用されないが、特定商取引法と同等のクーリング・オフの規定および中途解約に関する条項を新設した。

適格消費者団体とは？

多数の消費者被害の未然防止・拡大防止をはかるため、一定の要件を満たす消費者団体を内閣総理大臣が「適格消費者団体」として認定して、その団体に事業者の不当な行為（**不当な勧誘、不当な契約条項、不当な表示**）に対する差止請求権を認めるものです。

本協会の活動

2007年11月に適格消費者団体として認定を受け、本協会全国３か所で実施している週末電話相談、ホームページ上の被害メール便に寄せられた情報をもとに、事業者の不当な行為を把握し、それを分析・検討のうえ、差止請求につなげています。